

## 川崎汽船株式会社向けトランジション・リンク・ファイナンス・フレームワークを活用したトランジション・リンク・ローンの組成について

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：浜本 吉郎）は、川崎汽船株式会社（代表取締役社長：明珍 幸一）に対する、トランジション・リンク・ローン（以下、「本ローン」と言います。）において、トランジション・ストラクチャリング・エージェントを務めましたので、お知らせいたします。

本ローンは、経済産業省のクライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業にかかるモデル事例に選定されました。

本ローンおよび本ローンの調達のために策定したトランジション・リンク・ファイナンス・フレームワークについて、株式会社日本格付研究所より、「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック 2020 (ICMA)」<sup>※1</sup>、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（2021年5月版）」<sup>※2</sup>、「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」<sup>※3</sup>、「サステナビリティ・リンク・ボンド原則 2020 (ICMA)」<sup>※4</sup> および「グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020」<sup>※5</sup> に適合している旨の第三者意見書を取得しています。

また、本ローンは、2021年3月に組成した本邦初のトランジション・ローンに続く、第二弾であり、今回は資金用途特定型、今回は資金用途不特定型での調達を予定しております。資金用途特定型と資金用途不特定型の両方を一連の流れとして組成するのは本邦初の取り組みです。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場におけるSDGs債市場の専門的な情報収集・お客さまのSDGs債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスク、2019年にサステナブル・ファイナンス室を設置しました。また、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際NGOであるClimate Bonds Initiative<sup>※6</sup>とパートナー契約を締結しています。その後、2021年から、これらの取り組みをさらに強化・拡大するため、サステナビリティ推進部を新設しています。

これらの取り組みにより、当社はグリーンボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまのSDGs債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

今後も当社は、グループの総合力を活用し、お客さまの金融取引を通じた社会課題解決に向けた取り組みを一層サポートしてまいります。

以上

- ※1 「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック 2020 (ICMA)」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンおよびソーシャルボンド原則執行委員会主導の下策定されたトランジション・ファイナンスに係るハンドブックです。
- ※2 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 (2021 年 5 月版)」とは、クライメート・トランジションファイナンス・ハンドブックとの整合性に配慮しつつ、特に CO<sub>2</sub> 排出削減が困難なセクターにおけるトランジションへの資金調達手段として、その地位を確立し、より多くの資金の導入による本邦における 2050 年カーボンニュートラルの実現とパリ協定の実現に貢献することを目的に、金融庁・経済産業省・環境省が 2021 年 5 月に公表した基本指針です。
- ※3 「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」とは、サステナビリティ・リンク・ローン商品の開発を促進し、誠実性を維持するために LMA、APLMA、LSTA より 2019 年に策定された自主的ガイドラインであり、その後逐次改定が行われてきています。
- ※4 「サステナビリティ・リンク・ボンド原則 2020 (ICMA)」とは、持続可能性に貢献する企業を奨励し資金供給する上で、債券市場を発展させるために、国際資本市場協会 (ICMA) より 2020 年 6 月に策定されたガイドラインです。
- ※5 「グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020」とは、グリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が 2020 年 3 月に策定・公表したガイドラインです。
- ※6 ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100 兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行います。